

熊本県公報

号外 第61号
平成17年11月30日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会) 1
- 最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則.....(") 5
- 昇格又は降格の特例に関する規則.....(") 5
- 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....(") 5
- 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....(") 6
- 熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則.....(") 7
- 平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則.....(") 7

登 載 依 頼

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年11月30日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第42号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1級	5,100円
2級	6,500円
3級	8,500円。ただし、1号給8,271円
4級	9,700円
5級	10,200円
6級	10,800円
7級	11,200円
8級	11,800円
9級	12,800円
10級	13,500円
11級	15,400円

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1級	8,100円。ただし、2号給7,029円、3号給7,326円、4号給7,645円、5号給7,956円
2級	9,000円。ただし、2号給7,717円、3号給8,041円、4号給8,451円、5号給8,896円
3級	9,800円。ただし、2号給8,905円、3号給9,265円、4号給9,630円
4級	10,600円。ただし、1号給10,363円
5級	11,200円
6級	11,900円
7級	12,200円
8級	12,700円
9級	13,200円
10級	13,900円

ウ 医療職給料表（1）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,584円、3号給11,029円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,270円
3 級	15,400円
4 級	16,500円

エ 医療職給料表（2）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,924円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,211円、2号給9,531円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円

オ 医療職給料表（3）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,817円、3号給7,069円、4号給7,330円、5号給7,609円、6号給7,974円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,023円、3号給8,401円、4号給8,820円、5号給9,072円、6号給9,337円、7号給9,603円
3 級	10,200円。ただし、1号給9,909円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円

カ 教育職給料表 (1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給7,213円、3号給7,569円、4号給8,019円、5号給8,505円、6号給8,851円、7号給9,175円
2 級	11,000円。ただし、2号給9,099円、3号給9,490円、4号給9,891円、5号給10,318円、6号給10,741円
3 級	12,600円。ただし、1号給11,335円、2号給11,916円、3号給12,487円
4 級	13,500円。ただし、1号給12,816円、2号給13,482円
5 級	16,100円

キ 教育職給料表 (2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円、7号給8,419円、8号給8,716円、9号給9,013円
2 級	11,600円。ただし、2号給8,572円、3号給8,883円、4号給9,193円、5号給9,526円、6号給9,882円、7号給10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円
3 級	12,700円 (熊本県立学校職員の給与に関する条例別表の備考に定める職員にあっては、12,900円)
4 級	14,000円

ク 教育職給料表 (3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円
2 級	11,500円。ただし、2号給7,308円、3号給7,681円、4号給8,082円、5号給8,572円、6号給8,883円、7号給9,193円、8号給9,526円、9号給9,882円、10号給10,372円、11号給10,890円、12号給11,412円
3 級	12,200円 (熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例別表の備考に定める職員にあっては、12,500円) ただし、1号給12,114円 (同表の備考に定める職員にあっては、12,474円)
4 級	13,600円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第43号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
(最高の号給を超える給料月額の切替え)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第89号)附則第2項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第92号)附則第2項に規定する平成17年12月1日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。)別表の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 \times

その者の施行日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。) $-$ 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

(期間の通算)

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第5条第7項ただし書若しくは県立学校給与条例第6条第7項ただし書の規定又は熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第64号)附則第3項若しくは第4項若しくは熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第66号)附則第3項若しくは第4項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

2 最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成15年熊本県人事委員会規則第30号)は、廃止する。

昇格又は降格の特例に関する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第44号

昇格又は降格の特例に関する規則

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第89号)、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第90号)、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第92号)及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第93号)の施行の日(平成17年12月1日)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)第15条又は第16条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第45号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員	2 項 職 員	職員の区分 期間の区分	1 項 職 員	2 項 職 員
	円	円		円	円
1年未満	268,500	50,000	18年以上19年未満	256,500	28,600
1年以上2年未満	268,500	50,000	19年以上20年未満	252,500	27,200
2年以上3年未満	268,500	50,000	20年以上21年未満	248,500	25,800
3年以上4年未満	268,500	50,000	21年以上22年未満	238,600	25,200
4年以上5年未満	268,500	50,000	22年以上23年未満	228,500	24,600
5年以上6年未満	268,500	50,000	23年以上24年未満	218,800	23,700
6年以上7年未満	268,500	48,200	24年以上25年未満	208,800	23,100
7年以上8年未満	268,500	46,400	25年以上26年未満	198,900	22,500
8年以上9年未満	268,500	44,600	26年以上27年未満	185,200	21,900
9年以上10年未満	268,500	42,800	27年以上28年未満	171,800	21,300
10年以上11年未満	268,500	41,000	28年以上29年未満	158,400	20,600
11年以上12年未満	268,500	39,200	29年以上30年未満	144,700	20,300
12年以上13年未満	268,500	37,400	30年以上31年未満	129,800	19,900
13年以上14年未満	268,500	35,600	31年以上32年未満	114,800	19,300
14年以上15年未満	268,500	34,200	32年以上33年未満	100,100	18,500
15年以上16年未満	268,500	32,800	33年以上34年未満	75,300	17,600
16年以上17年未満	264,500	31,400	34年以上35年未満	52,500	16,900
17年以上18年未満	260,500	30,000			

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年11月30日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第46号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

- (3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員
同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第89号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第92号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第4条第3項に次の1号を加える。

- (3) 一般職員給与条例第11条の3第1項及び県立学校給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員
前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第89号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第92号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県立学

校給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第47号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の140」を「100分の150」に、「100分の180」を「100分の190」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第48号

平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則

（改正一般職員給与条例附則第5項第2号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第2号及び改正県立学校給与条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第89号。以下「改正一般職員給与条例」という。）附則第5項、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第90号。以下「改正大学教育職員給与条例」という。）附則第3項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第92号。以下「改正県立学校給与条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、平成17年6月に期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当又は期末特別手当について改正一般職員給与条例第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。）第15条の5第1項後段若しくは第15条の10第6項、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学教育職員給与条例」という。）第18条の2第1項後段又は熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。）第16条第1項後段若しくは第21条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（同年6月1日（同日前1箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当について改正一般職員給与条例第1条の規定による改正前の一般職員給与条例第15条の5第1項後段、第15条の6第1項後段若しくは第15条の10第6項、改正大学教育職員給与条例第1条の規定による改正前の大学教育職員給与条例第18条の2第1項後段又は改正県立学校給与条例第1条の規定による改正前の県立学校給与条例第16条第1項後段、第17条第1項後段若しくは第21条第6項の規定の適用を受けたもの）にあっては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

(1) 一般職員給与条例、大学教育職員給与条例、県立学校給与条例又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号。以下「市町村立学校給与条例」という。）の適用を受ける職員（臨時職員（一般職員給与条例第15条の9の規定の適用を受ける臨時職員をいう。）を除き、非常勤職員にあっては、一般職員給与条例第5条の2、大学教育職員給与条例第6条の2、県立学校給与条例第6条の2又は市町村立学校給与条例第6条の2に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）

(2) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の適用を受ける職員（臨時職員を除き、非常勤職員にあっては、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものに限る。）

(3) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の適用を受ける職員（臨時職員を除き、非常勤職員にあっては、熊本県技能

- 労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)
- (4) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)、熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)又は熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和26年熊本県条例第43号)の適用を受ける地方公務員
- (5) 特定独立行政法人の職員以外の国家公務員
- (6) 特定独立行政法人の職員
- (7) 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)
- (8) 第1号から第4号までに掲げる者以外の地方公務員
- (9) 退職派遣者(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者をいう。)
- (新たに職員となった者の改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)
- 第2条 改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成17年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。
- 2 改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成17年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。
- (在職しなかった期間等がある職員の改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の月数の算定)
- 第3条 改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げるとする。
- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成17年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを除き、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1号から第4号までに掲げる者(以下この号及び次条において「他の給与条例適用職員」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち他の給与条例適用職員として勤務した期間(同項において「特定他の給与条例適用職員期間」という。)を除く。)
- (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)第2条第1項の規定又は公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例第53号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。))又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)
- (3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)
- (4) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)第10条又は熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第15条第3項の規定により給与を減額された期間
- (5) 一般職員給与条例第12条、大学教育職員給与条例第16条又は県立学校給与条例第19条の規定により給与を減額された期間
- 2 改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成17年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間(特定他の給与条例適用職員期間の

ある月にあつては、同項第2号又は第4号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月

- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間(特定他の給与条例適用職員期間のある月にあつては、同項第3号又は第5号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額(特定他の給与条例適用職員期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額(第5条において「附則第5項第1号等基礎額」という。)に満たないもの

(他の給与条例適用職員であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第4条 改正一般職員給与条例附則第6項及び同項の規定により読み替えて適用する改正一般職員給与条例附則第5項、改正大学教育職員給与条例附則第4項及び同項の規定により読み替えて適用する改正大学教育職員給与条例附則第3項並びに改正県立学校給与条例附則第6項及び同項の規定により読み替えて適用する改正県立学校給与条例附則第5項の人事委員会規則で定める者は、他の給与条例適用職員とする。

2 改正一般職員給与条例附則第6項、改正大学教育職員給与条例附則第4項及び改正県立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正一般職員給与条例附則第6項の規定により読み替えて適用する改正一般職員給与条例附則第5項、改正大学教育職員給与条例附則第4項の規定により読み替えて適用する改正大学教育職員給与条例附則第3項及び改正県立学校給与条例附則第6項の規定により読み替えて適用する改正県立学校給与条例附則第5項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、他の給与条例適用職員に係る給与に関する条例等の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、他の給与条例適用職員であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。
(端数計算)

第5条 附則第5項第1号等基礎額又は改正一般職員給与条例附則第5項第2号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第2号及び改正県立学校給与条例附則第5項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
附 則

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

2 平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則(平成15年熊本県人事委員会規則第34号)は、廃止する。

